

国際交流会館等にかかる閣議決定について

■独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(抄) (平成22年12月7日閣議決定)

- 講ずべき措置：留学生宿舍等（国際交流会館の設置・運営の廃止）
- 具体的内容：大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。



■独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(抄) (平成24年1月20日閣議決定)

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
- 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
- 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
- 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。



■平成25年度予算編成の基本方針(抄) (平成25年1月24日閣議決定)

- 「特別会計改革の基本方針」及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成25年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。



■独立行政法人改革等に関する基本的な方針(抄) (平成25年12月24日閣議決定)

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。